

別記第2号様式（第3条関係）

視察概要書

1 視察日時 令和6年10月28日（月） 午後2時00分～午後4時00分

2 視 察 先 滋賀県野洲市議会
（住所：滋賀県野洲市
小篠原2100番地1）



3 調査事項 債権管理条例について
生活困窮者支援について

4 視察先概要

（1） 挨拶 省略

（2） 説明者 野洲市役所 税務納税課 主席参事 角 泰広 氏
野洲市役所 市民生活相談課長 橋 元輝 氏

（3） 視察先概要：滋賀県野洲市

ア 人口： 50,658人（令和6年4月1日現在）

イ 面積： 80.15km²



▲視察中の様子

5 視察の目的

生活困窮者に対する支援機能強化が求められる中で、生活困窮者に対し、包括的な対応を行っている野洲市債権管理条例の特徴や生活困窮者支援の取組を調査・研究するもの。

6 調査項目

(1) 債権管理条例について

- ア 債権管理条例の制定に至ったきっかけ・経緯について
- イ 債権管理条例制定時に困難だったことについて
- ウ 督促状、催告状に同封する案内チラシの効果について
- エ 関係各課に向けた研修の実施状況について
- オ 条例制定後の市民の意識変化について
- カ 制定前後における徴収コストの増減について
- キ 少ない差押え件数の中での収納率維持の理由について
- ク 一件あたりの差押え金額について
- ケ 今後の課題、展望等について

(2) 生活困窮者支援について

- ア 生活困窮者支援事業の取組に至ったきっかけ・経緯について
- イ 市民生活相談課職員の配置状況について
- ウ 担当職員向けの研修の実施状況について
- エ 相談者への支援プラン作成について
- オ YaSchoolにおける小学生以下の子どもへの支援状況について
- カ YaSchool支援者の謝金等について
- キ やすワークでの就労支援時における工夫について
- ク 今後の課題、展望等について

7 事業の特徴

(1) 債権管理条例

野洲市では、平成27年4月1日から野洲市債権管理条例を施行している。条例の目的は、債権管理の適正化を通じて、健全な財政運営を行うこと、市民生活の安全の確保に資することである。

野洲市債権管理条例とそれに伴う規則、要領の特徴として、以下の4点が挙げられる。

ア. 第6条 非強制徴収公債権等における生活困窮を理由とする徴収停止

地方自治法施行令第171条の5に掲げるものの他に、著しい生活困窮状態にある債務者に対し徴収停止措置をすることができることを定めている。

イ. 第7条 非強制徴収公債権等における生活困窮を理由とする債権放棄

債務者が生活困窮状態にあり、弁済の見込みがないと認められる場合は、当該債権及びそれに係る延滞金又は遅延損害金その他の徴収金の全部又は一部を放棄できると定められている。

ウ. 第9条 滞納者情報の目的外利用

生活再建支援、効率的な債権管理を目的として、当該債務者の当該非強制徴収公債権等以外の市の債権に係る滞納の有無、市長が行った措置等の情報（地方税法（昭和25年法律第226号）第22条に規定する秘密を除く。）を関係課に提供することができる。また、債務者の所在が不明な場合は、非強制徴収公債権等以外の市の債権に関し、当該債務者の氏名及び生年月日、住所、電話番号その他連絡に必要な情報（地方税法（昭和25年法律第226号）第22条に規定する秘密を除く。）を関係課に提供することができる。

エ. 債権の一元管理

野洲市債権管理条例施行規則の第7条において、非強制徴収公債権と私債権を主とする債権について、滞納がある債務者に対しては、当該債権所管課と市民生活相談課が連携して納付指導を行うこととなっているが、そ

の上で徴収困難な債権については税務納税課に移管できると定められている。また、税務納税課に移管された債権の債務者が分納などによる債務の履行を希望し、債務者が原則3ヶ月以上連続して履行した場合や、その他市長が認める場合には、当該債権を移管前の所管課に再移管することもできる。

（２）生活困窮者支援

経済的に困窮状態にある市民、地域社会からの孤立やその他諸問題を抱える市民を生活困窮者等の対象として、条例を活用し、相談者の発見から支援までを効果的に行っている。事業において期待される効果は、生活困窮状態に陥る前の段階から早期の支援を行うことにより、困窮からの脱出を図ること、生活困窮者に対し支援を行うことで、市民の安全・安心な暮らしを守ることができることである。

生活困窮者支援では、各事業をとおして支援を行い、生活再建を図っている。

○家計改善支援事業

家計収支等の見える化を行い、分析をとおして家計再生への支援を行う。

○学習・生活支援事業

子どもたちに対し、貧困の連鎖を断ち切ること、新たな貧困に陥るのを防ぐことを目的に、野洲市学習支援事業YaSchoolを行っている。

○やすワーク

市民生活相談課とハローワークの一体的実施施設として野洲市役所内に設置されており、就労支援と生活再建支援を行っている。

ハローワークと同等の機器を設置していたり、就職ナビゲーターが相談に応じたりと市役所内でハローワークと同様のサービスを受けることができる。

○就労準備支援事業

「他人とのコミュニケーションがうまく取れない」「引きこもり状態にある」等、直ちに就職活動をするのが困難な方に向けて、日常生活自立・社会生活自立に関する支援を行い、やすワークと連携しながら就職準備について支援する。

8 主な質疑応答

Q 1 債権管理条例は誰の提案で制定するに至ったのか。制定のきっかけや経緯など。

A 1 制定以前は、生活困窮者対策である「生活再建型滞納整理」を進めていたが、その中で「債権管理条例」の制定が必要だと当時の市長が考え、それを職員に指示し制定に至った。制定にあたり、「野洲市債権適正管理検討プロジェクトチーム」を設置し、そこで検討を行った。

Q 2 野洲市では、積極的に困窮した市民に寄り添う姿勢で働く職員が多いように感じるが、職員の意識付けなど行っているのか。

A 2 生活相談課に業務に詳しい職員がおり、その職員が所属課を超えて市民の相談を受けることがあった。それが相乗効果を生み、他の職員間でも、自分の課のみで対応せず、他課に相談しやすい雰囲気があると考えられる。

Q 3 債権管理条例の発案は市長と生活相談課の職員、どちらからだったのか。

A 3 市長と職員、どちらからということではないが、市全体で制度を作るべきだという思いが生まれたのだと考える。前々市長の「生活困窮、滞納をSOSととらえる」という意志を継いで業務に取り組んでいる。

制定の経緯として、生活困窮者対策の生活再建型滞納整理を進める中で、当時の市長から債権管理条例の制定が必要ではないかという指摘を受けた。それを職員に指示し、野洲市債権適正管理検討プロジェクトチームを設置して、条例が作成された。

当時、給食費の未納が特に社会問題化していたこともあり、制定の必要性がより高まったと考えられる。

Q 4 平成20年、21年に行った職員向け債権債務研修は今でも続いているのか。

A 4 様々なテーマで企画、都市建設など複数部門の職員を交えて研修をしている。また、窓口において対応が難しいケースや法令等の相談を市民から受ける

ことを想定してケース会議を行っている。債権回収の研修会は以前弁護士を迎えて開催していたが、予算の関係で今年度は実施していない。

Q 5 債権管理条例施行後の市民の意識変化について

A 5 大きな変化は感じていないというのが職員としての実感である。市民に債権管理条例が浸透しているというよりは、職員間で浸透しているという感覚である。

Q 6 条例施行前と比較して徴税にかかるコストは削減できたのか。

A 6 職員配置の面で言及すれば、嘱託職員が配置されていたところを条例施行に伴い全員正職員に配置し直したため、人件費が大幅に増加した。しかし、近年は人員削減が行われているため、人件費が減少している。

Q 7 YaSchoolの講師には講師謝金が発生しているのか

A 7 退職した教師などがボランティアとして学習支援を行っており、講師謝金は発生していない。

Q 8 YaSchoolのような取組で、小学生に向けたものはないのか

A 8 現在小学生向けの学習支援は特に行っていない。高校進学に視点を当てており、中学生を対象に学習をする環境を整えている。学習塾に比べて経済負担を少なくすることで、困窮状態にあっても学習支援が受けられる。

9 考察

(1) 中間市と比較した野洲市の強み

ア. 納付指導に関する条例やそれに伴う施行規則があること

野洲市債権管理条例施行規則 第6条では、所属課長等は督促状の納期限が過ぎても債務を履行しない債務者に対し、納付指導を行うことを定めている。同条3項では、債務者に対し生活再建や支援を必要としている場合には、市民生活相談課と相談しながら連携して納付指導を行う事が定められている。中間市でも納付相談や納付指導を行っているが、野洲市のように条例や規則としては定められていない。同様に定めることで、相談者に

寄り添うという姿勢をより強く感じることができると考察する。

イ．生活困窮者等の相談先が庁内にあること

野洲市では庁内に市民生活相談課があり、職員が相談を受けている。同じ建物で納税相談と生活支援相談を受けることができるため市民が足を運びやすく、また、税務納税課から市民生活相談課に繋ぐ際にも、市職員同士のため対応内容などをスムーズに伝えることができる。

中間市では、生活困窮に関する相談事業や支援をハピネスなかま内にある市民生活相談センターで行っており、生活困窮を理由として滞納している市民が納税相談に来庁した際に市民生活相談センターに行くことを促している。生活支援相談センターは市の管轄であるが、実際の相談や支援に関しては委託し、実施している。

(2) 本市に導入できることや検討、課題

本市でも債権管理条例や債権管理マニュアルに基づき、適正に徴収や納付指導を行っており、生活困窮を理由に市税などの納付が滞っている市民には市の委託先である市民生活相談センターへの相談を促しているが、徴収を担当する課と市民生活相談センターの間に仲介する職員を配置することで、より正確で円滑な情報連携ができると考える。

しかし、仲介職員を配置することにより、当該職員の業務負担が増加するため、職員の増員が必要となる可能性がある。

市民生活相談センターでは、支援内容・サービス等について市職員を交えた定期的な会議を行っている。その会議に市職員が出席する際に、市民生活相談センターをはじめとする関係機関との間で共有した情報を徴収の担当課とも同意書の範囲内でスムーズに共有することができれば、市民に寄り添った対応ができるのではないかと考察する。



▲野洲市議会議場にて